

給与報告及び勧告の仕組みと  
本年の報告及び勧告のポイント

令和5年10月  
秋田県人事委員会

# 目次

## 給与報告及び勧告の仕組みと 本年の報告及び勧告のポイント

	ページ
① 本年の報告及び勧告のポイント . . . . .	1
② 民間給与との較差に基づく給与改定 . . . . .	2
③ 特別給の比較方法 . . . . .	3
④ 行政職モデル給与例 . . . . .	4
⑤ 公務員給与決定の諸原則と給与勧告 . . . . .	5
⑥ 給与勧告の対象職員 . . . . .	6
⑦ 給与勧告の手順 . . . . .	7
⑧ 月例給の比較方法（ラスパイレス比較） . . . . .	8
⑨ 最近の給与勧告の状況（行政職関係） . . . . .	9

# ① 本年の報告及び勧告のポイント

給与改定にあたっては、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保及び生計費の実情を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があると考えています。

## 1 給料表

- 公民較差を解消するため、若年層に重点を置いて給料表の水準を引上げ(令和5年4月1日実施)
  - ・民間と県職員の月例給の較差は3,794円 (1.04%)

## 2 期末手当・勤勉手当

- 県職員の支給月数(4.30月)が、民間の支給割合(4.43月)を下回っているため、0.15月分引上げ  
(令和5年12月1日実施)

・期末・勤勉手当の改定(一般職員)

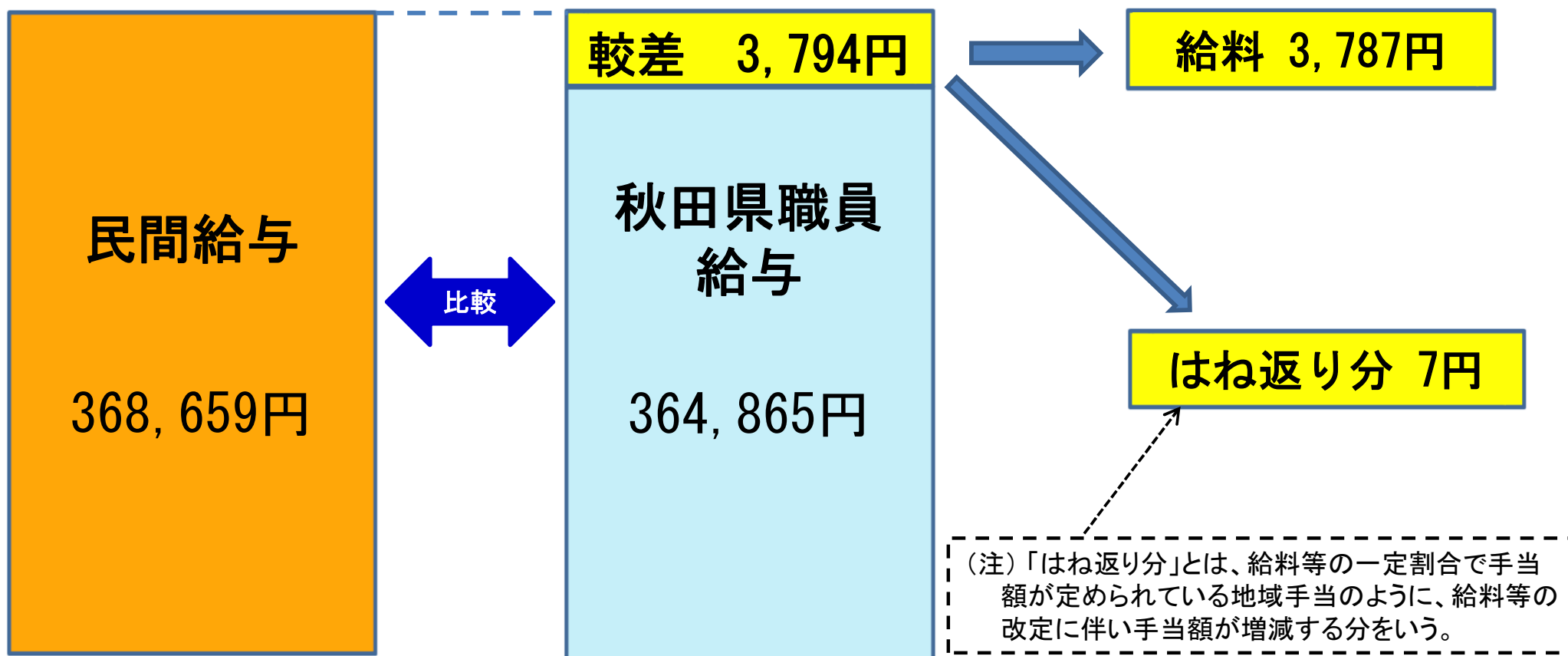
	支給月数		改定月数	改定後の期別支給月数			
	現行	改定後		令和5年度		令和6年度以降	
				6月	12月	6月	12月
期末手当	2.35月	2.40月	+0.05月	1.175月	1.225月	1.200月	1.200月
勤勉手当	1.95月	2.05月	+0.10月	0.975月	1.075月	1.025月	1.025月
計	4.30月	4.45月	+0.15月	2.150月	2.300月	2.225月	2.225月

## 参考:職員の平均年収(行政職)

平均年齢	平均年収		
	勧告前	勧告後	増減額
42.0歳	5,817,528円	5,934,172円	+116,644円

## ② 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 3,794円(1.04%)を解消するため、以下のとおり給与の改定を行うこととしました。

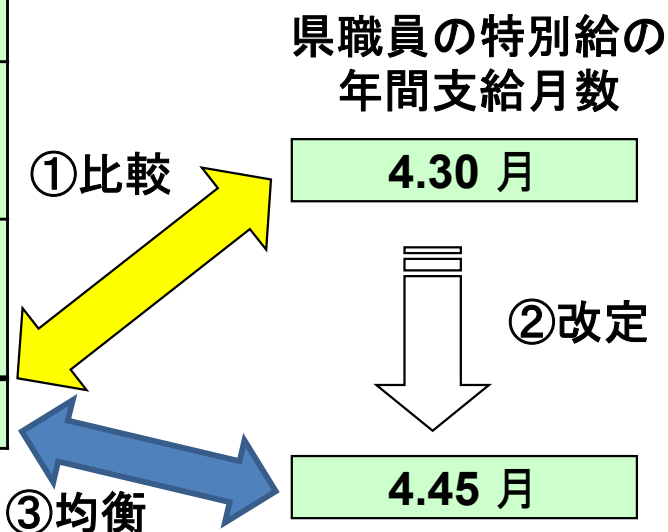


### ③ 特別給の比較方法

特別給については、民間事業所の過去1年間の特別給(ボーナス)の支給実績を下半期(R4年8月～R5年1月)と上半期(R5年2月～7月)に分けて精確に把握して、年間の支給割合を算出し、県職員の特別給(期末・勤勉手当)の支給月数と比較しています。

#### 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		民 間 (事務・技術等従業員)
	平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	
上 半 期 (A2)			308,021
特別給の支給額	下 半 期 (B1)		708,245 円
	上 半 期 (B2)		636,970
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)		2.36 月
	上 半 期 (B2/A2)		2.07
年 間 の 平 均			4.43 月



一般職員の支給月数は、民間の支給割合の小数点以下第2位を2捨3入又は7捨8入し、0.05月単位で定めています。本年は民間の支給割合が4.43月であるため、支給月数を4.45月とし、民間との均衡を図ることとします。

## ④ 行政職モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		増減額	
		給料月額	年間給与	給料月額	年間給与	給料月額	年間給与
主事	18歳 (高校卒初任給)	156,046円	2,544,000円	171,882円	2,827,000円	15,836円	283,000円
	22歳 (大学卒初任給)	190,096円	3,099,000円	203,563円	3,349,000円	13,467円	250,000円
	25歳	202,688円	3,304,000円	214,425円	3,527,000円	11,737円	223,000円
主査	35歳	296,477円	4,896,000円	298,406円	4,975,000円	1,929円	79,000円
副主幹	45歳	383,416円	6,415,000円	383,894円	6,486,000円	478円	71,000円
チームリーダー	50歳	392,684円	7,141,000円	393,047円	7,212,000円	363円	71,000円
本庁課長	55歳	428,044円	8,103,000円	428,650円	8,187,000円	606円	84,000円
本庁部長	58歳	467,937円	9,972,000円	468,679円	10,087,000円	742円	115,000円

(注)「年間給与」は給料月額、管理職手当及び期末・勤勉手当を基礎に算定している。

## ⑤ 公務員給与決定の諸原則と給与勧告

### 給与決定の諸原則

地方公務員の給与は、地方公務員法に定められている次の原則に基づいて、決定されなければならないとされています。

#### 1. 情勢適応の原則

地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。【地方公務員法第14条第1項】

#### 2. 職務給の原則

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。【地方公務員法第24条第1項】

#### 3. 均衡の原則

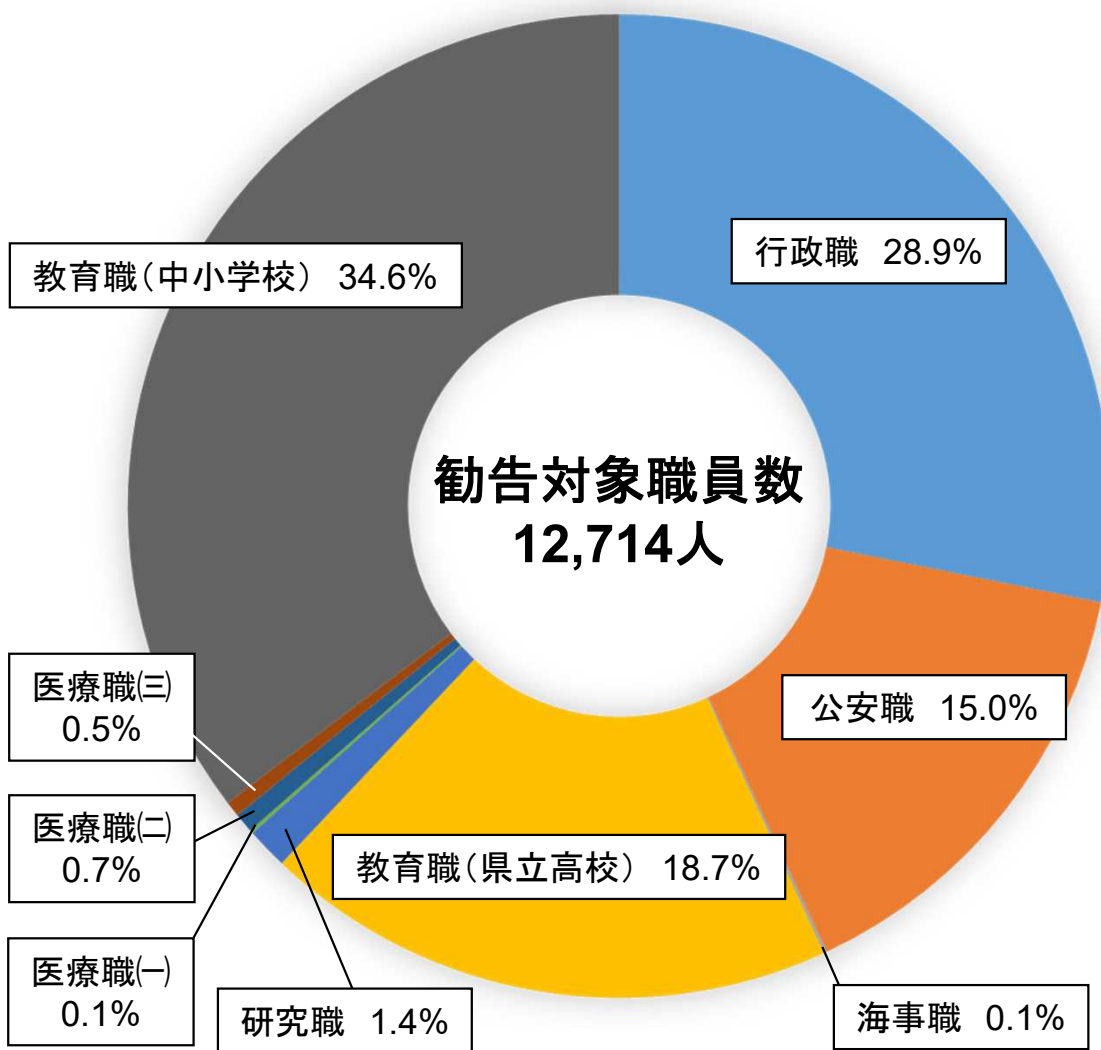
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。【地方公務員法第24条第2項】

### 給与勧告

給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や職員の士気の保持、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

## ⑥ 給与勧告の対象職員

令和5年4月1日現在の給与勧告対象職員は、12,714人となっています。このうち一般行政職員は、3,673人で、全体の28.9%を占めています。最も多いのは教職員で、県立高校と中小学校を合わせると、6,779人で、全体の約53.3%と過半数を占めています。



給料表別勧告対象職員数(令和5年4月1日現在)

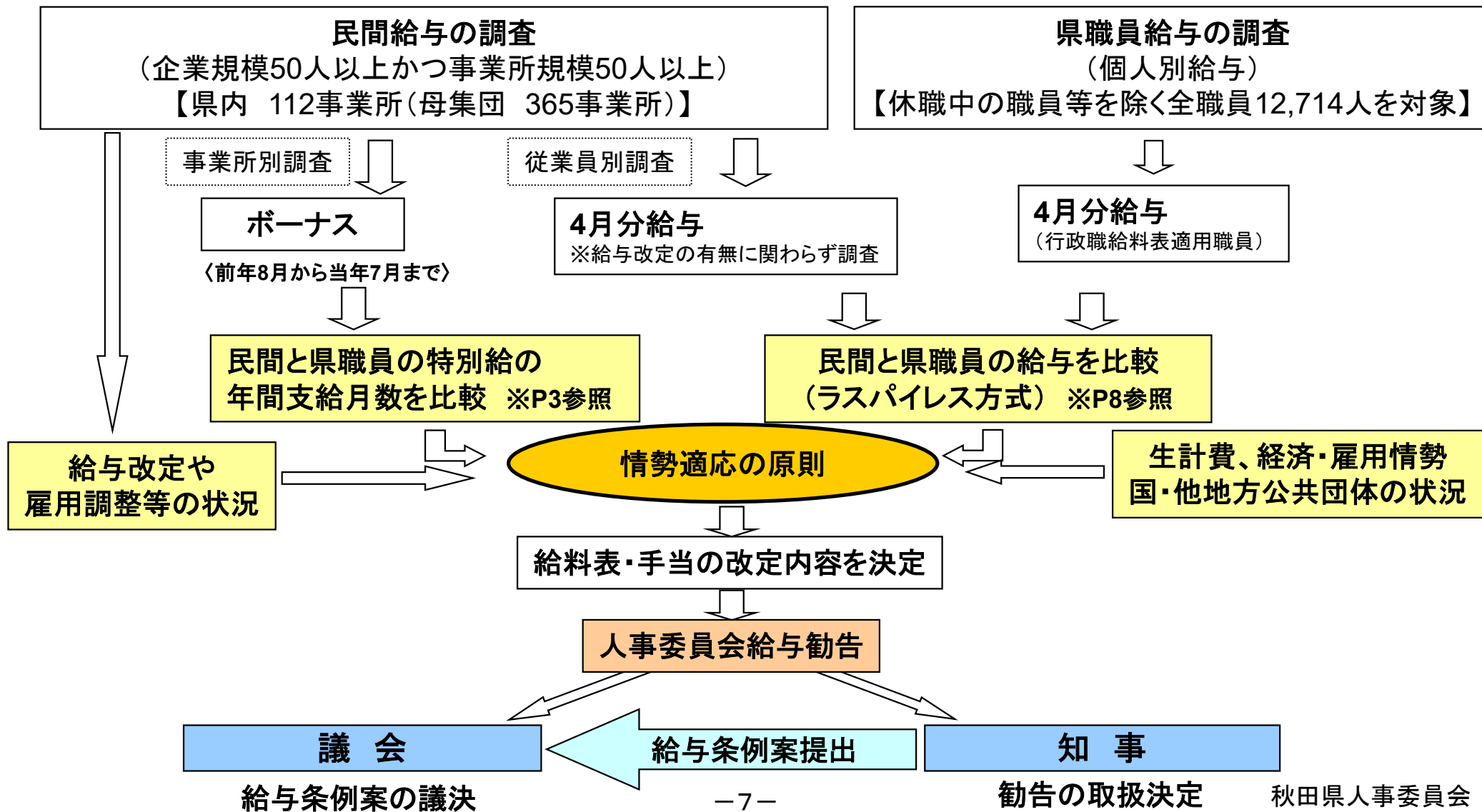
	職員数(人)	職員の例
行政職	3,673	一般行政職員
公安職	1,902	警察官
海事職	15	船長、航海士
教育職(県立高校)	2,376	高校の教員
研究職	180	研究員
医療職(一)	18	医師
医療職(二)	81	獣医師、薬剤師
医療職(三)	66	保健師、助産師
教育職(中小学校)	4,403	中小学校の教員
計	12,714	

(注)休職中の職員等は含まない。



# ⑦ 給与勧告の手順

人事委員会では、民間企業の給与と県職員の給与を調査し、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、また、特別給については、民間の過去1年間の特別給(ボーナス)の年間支給割合と県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数とを合わせることを基本に、他の考慮事項である国や他の地方公共団体の状況などについても総合的に勘案して、勧告を行っています。



# ⑧ 月例給の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員(新規採用者等を除く行政職給料表適用職員)に民間の給与を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

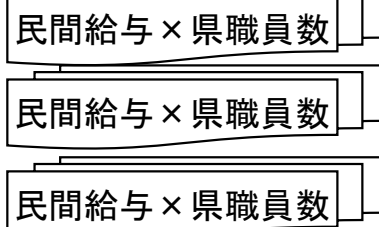
## 行政職給料表

(役職段階)	(学歴)	(年齢別)
1級(係員)	大卒	24・25歳
	短大卒	22・23歳
	高校卒	20・21歳
2級(主任)		18・19歳
3級(係長)		
4級(課長代理・係長)		
5級(課長・課長代理)		
6級(部長等・課長・課長代理)		
7級(部長等・課長)		
8級(部長等・課長)		
9級(部長等)		

「1級(係員)」と同様に、学歴別、年齢別に民間と県職員の給与を算定

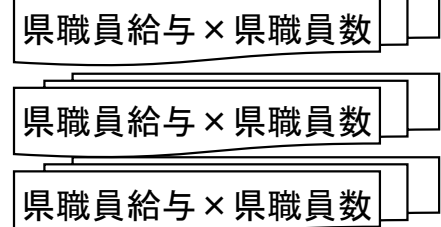
民間給与の調査  
(4月分給与)

民間給与総額(A)



県職員給与の調査  
(4月分給与)

県職員給与総額(B)



民間給与総額 / 県職員総数  
368,659円(a)

県職員給与総額 / 県職員総数  
364,865円(b)

本年の較差 3,794円(1.04%)

算定方法(a)-(b)

## ⑨ 最近の給与勧告の状況(行政職関係)

項目 年	月 例 給			特別給(ボーナス)		平均年間給与(行政職)	
	改定額	改定率	主な勧告の内容	年間 支給月数	対前年 増減	増減額	増減率
平成26年	—	—	交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ(H27.1実施) 再任用職員に単身赴任手当を支給(H27.4実施)	3.95月	0.15月	55,465円	0.94%
平成27年	922円	0.25%	給料表の引上げ(H27.4実施)	4.05月	0.10月	53,953円	0.91%
平成28年	417円	0.11%	給料表の引上げ(H28.4実施) 扶養手当の見直し(H29.4実施)	4.10月	0.05月	24,981円	0.42%
平成29年	—	—	—	4.15月	0.05月	18,025円	0.31%
平成30年	349円	0.09%	給料表の引上げ、宿日直手当の引上げ(H30.4実施)	4.25月	0.10月	41,538円	0.71%
令和元年	389円	0.11%	給料表の引上げ(H31.4実施)	4.35月	0.10月	42,226円	0.71%
令和2年	—	—	—	4.30月	△0.05月	△18,321円	△0.31%
令和3年	—	—	—	4.20月	△0.10月	△36,471円	△0.62%
令和4年	626円	0.17%	給料表の引上げ(R4.4実施)	4.30月	0.10月	45,710円	0.79%
令和5年	3,794円	1.04%	給料表の引上げ(R5.4実施)	4.45月	0.15月	116,644円	2.01%

(注) 平均年間給与については、給与月額単純平均から推計した年間給与を基に、改定前後の増減額・率を計算したものの。